

## 地方分権推進体制の維持に関する緊急要望

平成12年4月には、地方分権一括法が施行されることとなっているが、これは、わが国の地方自治制度にとって戦後の改革に次ぐ大きな改革であり、その実現について、地方分権推進法及び同法に基づき設置された地方分権推進委員会の果たした役割は誠に大きなものがある。

しかしながら、地方分権推進法は平成12年7月で効力を失い、これに伴い、地方分権推進委員会も解散することになっている。

ところで、地方分権一括法による改革は、国及び地方の行財政全般にわたる大改革であり、制度の適切な運用が定着するまでの間、地方分権推進委員会による監視機能を引き続き維持するとともに、地方分権に残されたもう一つの大きな課題である地方税財源の充実強化をはじめ、国会における附帯決議等の実現を図る必要がある。

このため、地方分権推進法の期限を延長し、その推進体制を維持することが必要である。

国においては、以上のことを実現するよう強く要望する。

平成11年12月21日

全 国 知 事 会